

議事日程第3号

平成25年9月12日（木曜日） 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第3 議案の委員会付託 7件

認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

出席議員（11名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	9番 大沢まり子	10番 岡本隆子
11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男	

欠席議員（1名）

8番 植松康祐

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀨瀨久美
教育長 高木俊朗	総務部長 鍵谷昌孝
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	総務課長 寺本公行

企画課長 山田 徹
税務課長 佐久間 英明
保険長寿課長 加藤 暢彦
農林課長 田中 宣行
建設課長 伊左次 一郎
学校教育課長 藤木 伸治

まちづくり課長 須田 和男
住民環境課長 小木曾 昌文
福祉課長 若尾 要司
上下水道課長 亀井 孝年
会計管理者 田中 秀典
生涯学習課長 水野 嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二

議会事務局書記 渡辺 一直

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、植松議員におかれましては、体調不良のため本日は欠席するとのことです。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 高山由行君、2番 山口政治君の2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件の提案理由の説明を求めます。

議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

おはようございます。

それでは、追加上程議案の説明をさせていただきます。

事前に配付されておられると思いますが、本日付の平成25年御嵩町議会第3回定例会追加議案の1ページをお開きください。

議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成25年9月12日提出、御嵩町長 渡邊公夫。

以下、制定します条例文がございますが、御説明につきましては、これも同じく本日づけの資料つづりその3によって行いますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページから条例の概要でございます。

第1条は、趣旨規定でございます。

この10月から来年3月までの6カ月間に限り、御嵩町職員の人件費を削減するために特例条例を定めるものでございます。

概要へ参りまして、第2条第1項は、一般職員の給与条例のうち1級から6級までの職員の給料月額を一律100分の1、つまり1%減額するというものでございます。

第2条第2項は、給料月額以外の給与に係る減額規定です。

まず第1号としまして、地域手当の算出根拠となります給料月額の減額を示しています。また第2号は、給与条例第22条にあります長期にわたる退職者の給与につきまして、アは公務災害などの場合、イは結核性疾病や病気休暇の場合、ウは刑事事件に関し提訴された場合のそれぞれの減額を定めています。

次に、第2条第3項は、給与条例第13条から第16条までの勤務しない職員の給与の減額、並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与額を定めるものです。

第2条第4項は、給与条例附則第24項から第26項で規定される、55歳に達した給料表6級以上の、いわゆる特定職員についての規定です。

2ページに参りまして、第3条は育児休業等に関する条例の特例について、また第4条は修学部分休業に関する条例の特例についてそれぞれ読みかえて、その勤務しない1時間当たりの給与額を定めるものです。

第5条は、御嵩町社会福祉協議会など公益法人等への派遣職員の給与について、今回の減額に応じて、その支給上限額を引き下げる規定となります。

そして、第6条は特別職であります町長及び副町長の給料月額を、第7条では教育長の給料月額を、それぞれ2%減額することを規定しております。

また、第8条は端数計算の処理規定となっております。

附則でございますが、この条例の施行日は、平成25年10月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議案の委員会付託

議長（加藤保郎君）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付託されています認定第1号から認定第6号までと議案第54号の7件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

議長（加藤保郎君）

それでは、認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

それでは、質問させていただきます。

主要な施策の成果に関する説明書の中の15ページですけれども、新丸山ダム旧会議所跡地土地賃貸借料21万7,966円が上がっておりますけれども、これは今どのような状態なのか、この賃借料というのは1年分ということだと思いますが、前と同じ、前年度と同じ決算なので、今どのような状態なのか、いつまで借りるのかということがわかれば教えてください。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、ここに載せてあります新丸山ダムの賃借料でございますけれども、1年分でございます。24年度1年間の金額でございます。

現在はどうなっているのかということでございますけれども、25年度の当初予算のときに説明させていただきましたが、当初予算には計上しておりますが、賃借期間といたしましては、ことしの3月いっぱいをもって終了になっております。ということですので、予算に計上してあります賃借料、25年度分でございますけれども、それについては補正予算において全額削除させていただく、かように説明しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

決算書の49ページ、50ページのところですが、ここに目の10電算管理費で、支払い済み額が4,195万467円なんですけど、この金額、私が議員になった当初と比べると幾らか金額が下がっているようなんですけど、このところ、交渉によって金額相当変わってくるものだと思いますから、これからそういう交渉によってできるだけ安価にさせていただきたい。また、システムとありますが、いろいろ調査の上、できるだけ安価で効率のいいシステムを選んでいただくようにさせていただきたいということをお願いしておきますので、よろしくお願いします。

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君、今は要望みたいですが。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

失礼しました。それでは再度質問ですが、電算管理費、これはできるだけ安価に抑えるためにどのような手段をとっておられるのか質問しますので、よろしくお願いします。

議長（加藤保郎君）

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

ただいまの伊崎議員の御質問にお答えいたします。

内容につきましては、主要な施策の成果に関する説明書、水色の表紙の5ページの中段あたりに電算管理費に係るところの消耗品の部分がありまして、ここにございますように、中身としましてはプリンターのトナーや地域イントラネットの設備移転というようなことで、先ほどおっしゃられましたように決算額が48万7,509円になっておりますけれども、やはり必要なときには支出するというので、こちらのほうもプリンタートナーに関しましては業者さんのほうに一括受注をしていただきまして、一括でこちらで管理してなるべく支出を下げるというようなこと、あと地域イントラネットに関しましても、故障した場合にはやはり出先機関との連絡網をどうしても復旧しなくちゃいけないというような緊急の事態もございますけれども、今回につきましては余りそれがなかったというようなことで、全体で執行率36.2%というようなことで抑えてございますので、今後ともまたできるだけ節約のことを目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

主要な施策の成果に関する説明書のほうの19ページですが、緊急雇用創出事業ということで、御嵩町の観光案内所業務委託料と観光客来訪促進事業、ニューツーリズム実証事業ということで、これも委託料で両方上がっておりますが、これらの事業の委託の内容を少し教えていただけるとありがたいです。

議長（加藤保郎君）

まちづくり課長 須田和男君。

まちづくり課長（須田和男君）

緊急雇用の関係について御説明申し上げます。

まず、御嵩町観光案内等業務委託につきましては、名鉄御嵩駅の前に観光案内所を置いておりますが、こちらの夜間の業務、24年度までやっておりましたが、そちらの分を緊急雇用で対応させていただいております。

それから、観光来訪者促進事業としてニューツーリズム実証事業ということで、こちらのほうも緊急雇用創出事業で210万円ほど予算執行しておりますが、こちらにつきましては、これも緊急雇用でございますが、民間旅行会社、名古屋市の名阪近鉄旅行のほうと業務委託をしまして、御嵩町へ名古屋方面から来訪者をふやそうということで、バスツアーを4行程ほど計画いたしました。それで、日にちとしましては3日ですが、1日2コースを実施しましたが、計4コースということで実施しております。来訪者につきましては、141人ほどの名古屋市方面からのツアー客を御嵩でお迎えいただいたということで、そういったツアーの実証実験と実証事業ということで執行させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

決算書の60ページ、みたけ会館費のところの給料444万という記載がございますが、以前に一度お聞きしたことがあるんですけども、本庁の職員給与をここへ入れておるということですが、この経緯、本来はこれはまずいんじゃないかという指摘を以前しておいたんですけども、みたけ会館運営そのものについては、これは館長報酬費、それからさらに日々雇用、こう

いうものを人件費、それからその他の経費できちっと出てきておるわけですので、それ以外に本庁職員の、これ1名分か何かわかりませんが、これをここに記載してきておると。こういう取り扱いというのはいいかどうかということですが、いわゆるこの隣保館の関係については、県のほうから450万近い補助金が出ておるんですが、そういうものを当てた中で運営しておると思うんですけれども、この辺ちょっと説明していただければありがたいと思うんです。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

ただいまの議員御質問にお答えさせていただきます。

まず、職員1名分の給与が、このみたけ会館費の中で440万4,000円ほど見てございます。こちらにつきましては、みたけ会館の運営補助をいただいている中で、県の監査も受けております。そんな中で、職員の給与をこの中で見ている分につきましては、県の監査の中では指摘はございません。

それから、補助金に関しましては、館長報酬、それから施設運営にかかわる分での補助金という形で運用させていただいております。詳細な経緯、議員が以前御質問なされた経緯につきましては十分精査しておりません。十分な回答にはなりかねますが、人権施策に特化した形での活動をしていただく職員分1名をこちらで見ているということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

県の監査の指摘がなかったからこれでいいんだとかいう取り扱いでは、本来は適正ではないんじゃないかと思うんですね。もちろん今課長が説明のように、いわゆる人権施策に対して特化した職員1名は確保していく必要があると、だからこういうところに1名分の人件費として挿入したと、これについてはわからないわけではないんですけれども、本庁の職員ですので、福祉課なら福祉課のほうの人事給与の中で構成されたほうが、非常にわかりやすいんじゃないかというふうに思うんです。

これは、争うつもりありませんし、ただその辺のそういうところが実は見えにくい部分ありますので、これを今後もこのままこういう形をとられるのか、一度協議をしていただく中でどういう取り扱いを検討されるのか、その辺の見通しだけで結構ですが。

議長（加藤保郎君）

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

ただいま議員御指摘いただきましたとおり、内容につきまして一度人事担当部局、それから県の人権担当と、それから私ども福祉課の中で十分協議させていただいて、正職員1名、本庁分でございますが、その取り扱いについて、26年度当初予算編成に向けた中で検討してまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

決算書の39、40ページですが、放課後児童クラブの利用者負担金、収入未済額として11万9,666円上がっておりますけれども、こういった状況か教えていただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

学校教育課長 藤木伸治君。

学校教育課長（藤木伸治君）

大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

放課後児童クラブ11万9,666円、3名分の料金でございます。

現在においては、既に完納しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

これも主要施策のほうですが、20ページの花と灯りのある中山道「御嶽宿」「伏見宿」魅力アップ事業というのが2つ上がっておりますが、これらの事業の内容を教えてくださいか。

議長（加藤保郎君）

まちづくり課長 須田和男君。

まちづくり課長（須田和男君）

今のブラッシュアップ事業の関係について御説明させていただきます。

こちらのほうは、県の補助金をいただきまして、御嵩宿かいわいを活性化させようというこ

とで取り組んでまいりました。その中で、24年度につきましては、主に各商店等の前に民家も含めまして、花壇といたしますか、プランターを置いていただいて花を飾っていただくというような取り組みをしております。こちらにつきましては、花を置いていただくプランターの台であるとか、夜間等夏祭りでも行いましたが、灯籠といたしますか燭台ですね、そういった器の制作をお願いしております。

なお、花壇等の制作につきましては、加茂農林高校さんの御協力を得まして、地域住民の方と一緒に学校まで出かけてまして、そういった花植え活動の取り組みをしてまいりましたので、よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この水道事業関係につきましては、いわゆる原水の単価ですが、ここに出てきておりますように、水道事業会計の中では非常に大きく位置を占めるわけでありまして、今の動きとして、県の方で原水の単価を下げる検討ということがなされておると思うんですけども、担当課のほうはどんなような情報を持っておみえになるのか。これは次年度以降の水道事業会計の運営にも影響を及ぼしてまいりますので、もし情報を持っておられれば説明を願いたいと思っております。

議長（加藤保郎君）

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

谷口議員の御質問にお答えします。

岐阜県の県営水道の受水費の御質問かと思いますが、この件につきましては、私ども可児加茂郡と東濃のほうで受水市町連絡協議会というのを立ち上げまして、岐阜県のほうに水道料金

の値下げを何とかお願いできないかということ、昨年来ずっと行動してきたわけですが、それにつきまして岐阜県のほうが、30年の長期収支計画を3年ごとに出しておるんですが、その収支計画において事務方の発言なんですが、10%程度の値下げが可能だという回答をいただいております。この問題につきましては、岐阜県のほうは、情報によりますと、12月の定例会において議案を出すというお話でございます。私どもの水道料金につきましては、その金額においてシミュレーションをしまして、今後御嵩町も施設の更新等、多額の費用が必要となってきますので、そこら辺のシミュレーションを見ながら今後の水道料金につきましては、検討していきたいという考えでおりますので、よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（加藤保郎君）

議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

この件に関して、1点お尋ねしたいと思いますが、これが施行されるのが10月1日から3月31日ということで、私ちょっと気になるのが、職員の中に子育て中の職員もいらっしゃって、10月1日から3月31日となると、ちょうど進学シーズンになっておると。そういったときに、突発的なことですから、急に起こることですから計画が立たなくなるというおそれがあるんじゃないかと思うんですが、多分官庁のことだからそういうシステムはしっかりしていると思いますが、それに対する対応制度とか、あるいは融資制度なんかがあるのか、わかっていたら教

えていただきたいと思いますが。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、今の伊崎議員の御質問にお答えします。

今回再上程をさせていただきましたのは、組合の同意ということで、その中で6月に提出をいたしました平均2.77%から町の組合への働きかけは1.5%でありましたけれども、組合のほうから1%ということで、町長のほうが組合の意向を酌んでこの率になったということでありまして、給料が下がるということですので、それは影響があるわけですので、最小限の影響を抑えて職員も同意をされたということです。

それから、融資制度につきましては、岐阜県市町村職員共済組合の中で学資の融資制度があります。町単体としては持っておりませんが、共済組合の方に学資の必要な資金についての融資制度はありますので、よろしくお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第54号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第54号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月18日に民生文教常任委員会、19日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いいたします。

次の本議会は、9月24日の午前9時より開会しますので、よろしくお願いたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前9時38分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

